

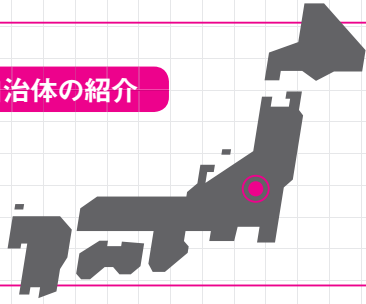
番号制度導入に向けた自治体の取組み

FILE NO.

13

前橋市

自治体の紹介



- ▶人口：339,626人（平成27年5月現在）
- ▶面積：241.2km²

番号制度のポイントの一つは、番号カードの“空き領域”を活用した独自利用サービスの展開にあるが、今回は、そうした将来を見据えた取組みを進めている前橋市にご登場いただいた。

個人番号カード独自利用に向けて

前橋市政策部情報政策課副主幹 網島 勇生

1 はじめに

国では、個人番号カードの独自利用サービスにより、国民の利便性の向上を図るとしています。しかし、全国の地方公共団体では、今まさに庁内システムの改修等の業務に忙殺されており、カードそのもの、それも独自利用についての検討はもう少し先としている所が多いのではないのでしょうか。当市も例外ではありませんが、個人番号カードは、本人確認のための身分証明書だけでなく、カードのICチップに搭載された電子証明書や空き領域を活用して独自利用サービスを展開すれば、今まで以上に市民の利便性向上につながります。そのため、カード交付以降、そう遠くないうちにこうしたサービスを実現したいと考えています。現在、その可能性ある候補の一つとして「まえばし地域活動ポイント制度」を紹介します。これが、同じくカードの独自利用を思案する志を持った全国地方公共団体の皆さんへのヒントの一つとなれば幸甚です。

2 まえばし地域活動ポイント制度のあらまし

(1) 制度検討のきっかけ

「まえばし地域活動ポイント制度」についての検討は、地域コミュニティの活性化に向けた市長からの指示がきっかけでした。その内容は、市民が地域のために自ら活動しようとする、そのための潤滑剤

としてコミュニティ活動へ何らかの謝礼が払われ、それが一つの価値を持って地域内で循環するしくみを検討するように、というものでした。

そんな中、平成26年度に茨城県笠間市の「笠間市地域ポイント制度」を視察する機会がありました。笠間市では、市民によるコミュニティ活動が「地域ポイント」という対価を受け、そのポイントが新たな地域団体への活動助成となっていく仕組みが制度化されており、まさに当市が求めるモデルでした。そこで、笠間市の取組みを参考に前橋版ポイント制度の具体的な制度設計がスタートしました。

(2) ポイント管理のしくみ

本制度では、まず、市民からコミュニティ活動参加希望者を募り、会員登録をしてもらいます。すると、会員にはIDがバーコード印字されたポイントカードとインターネット上のポイント口座が与えられます。次に、登録会員は、地域活動に参加する際、現場で主催事務局へこのカードを提示します。主催事務局は専用アプリケーションをインストールしたスマートフォンでカードのバーコードを読み取ることで、会員ごとのポイント口座にポイントが付与されます。登録会員は、専用サイトからIDとパスワードでログインすることにより、PCやスマートフォ

ン等でポイント口座の残高確認ができます。なお、IDと会員氏名を照合するための原簿を市で保管しますが、カード、専用サイトではともにID以外の個人情報を持していません。この工夫により限られた予算の中で、必要最低限のセキュリティ対策により実施が可能となりました。

(3) ポイント還元について

会員サイトでは「還元」という、ポイントを別のものと交換する手続きもできます。還元先は次の二つです。一つ目は、文房具や記念品などのグッズ類と交換することができます。続いて二つ目がこの制度特有の仕組みなのですが、会員が応援する地域団体への活動資金の助成に充てるものです。これは、市が行う地域活動団体に対する助成金の配分を会員からのポイント還元申込みに応じて決定する仕組みです。つまり、会員にとって魅力的な活動を行う地域団体は、会員から活動助成という一種の「投票」を受け、それが多ければ多いほど多額の活動資金配分を受けることができるため、さらに活動の幅を広げるチャンスになり得るといえるものです。こうした仕組みにより、市民の間でコミュニティ活動が広まっていくことを期待しています。

(4) ポイントカードの発展性

ポイントカードは、スマートフォンのNFC機能を活用して市販のICカードでも代用できます。例えば、登録の際にSuiCa等のFeliCa式カードのICチップにある製造番号を読み取り、登録会員のIDと紐づけることで、スマートフォンにICカードをかざすだけでポイント口座にポイント付与ができます。これをFeliCa方式だけでなく、現行の住基カード等が採用するタイプB方式のICカードにも応用することで、個人番号カードも活用できないかと考えています。

現在、個人番号カードの独自利用には、電子証明書や空き領域を活用する方法が挙げられていますが、例えば個人番号と紐づけない条件で、カード自体の製造番号等をNFCにより読み取ることができれば、また違ったアプローチができるかも知れませ

ん。今後、明らかになる個人番号カードの詳細設計次第になりますが、独自利用のアイデアだけでなく、こうした個人番号カードそのものについても研究の価値があるのではないのでしょうか。

(5) 制度開始後の様子

本制度は、平成27年4月からスタートし、6月20日現在で、618人の会員が登録しています。ポイント付与対象のコミュニティ活動は、既に全体で40回実施されており、一活動当たり平均で14.5人の会員が参加しています。始まって3ヵ月程度ではありませんが、上々の滑り出しではないかと感じています。

余談ですが、登録の際、「今も様々なカードの管理が大変なのにまたカードを配るのか」という声がありました。確かに、利用者からすれば、新しいカードを発行することよりも、カードを一枚に集約できれば利便性向上につながります。個人番号カードの活用においてもこうした視点を忘れないようにしたいものです。

3 最後に

平成28年1月からいよいよ個人番号カードの交付が始まります。先述のように市民にとっては、このカードを使って何ができるようになるのか、どんな便利なサービスが受けられるようになるのかが重要です。これを考えるにあたり、当然のことながら他組織をまたぐようなもの、例えば健康保険証や電子決済機能などは導入へのハードルは高いでしょう。一方で、自組織内で完結するものについては導入が比較的容易です。今回、紹介した当市の取組みも後者に属するものであり、導入するならばそれほど労力をかけず実現可能と考えています。

今後、全国で興味深い取組みが続々と発表されることでしょう。その中で、アイデアを競い合い、学び合い、連携し合うことができれば、個人番号カードによる市民の利便性も大きく向上するものと思われます。個人的にもカードを保有しようと考えている一市民として、そういった気運が高まることを願ってやみません。